

少子化対策・女性の活躍促進特別委員会記録

開催日時 令和2年6月15日(月) 13:04~14:14

開催場所 第2委員会室

出席委員 8名

阪口 保 委員長

山村 幸穂 副委員長

植村 佳史 委員

小林 誠 委員

奥山 博康 委員

猪奥 美里 委員

米田 忠則 委員

中村 昭 委員

欠席委員 出口 武男 委員

出席理事者 金剛 こども・女性局長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 6月定例県議会提出予定議案について

(2) その他

<会議の経過>

○阪口委員長 ただいまの説明、またはその他の事項も含めまして、質問があればご発言願います。

○小林(誠)委員 その他の事項といたしまして、面会交流について、またお伺いさせていただきたいと思います。

約10年前に民法が改正されたときの附帯決議で、面会交流の継続的な履行を確保するための方策等について検討すべきとされましたけれども、相変わらず日本はそのままなのかと思っています。

その中で今年、EU議会から、満場一致で、面会交流権の行使ができる環境が整っていないことも踏まえて、強く非難・勧告を受けている状態です。それを踏まえて、3月10日の国会の委員会審議を見させていただきますと、国はまだまだのんびりしているのかと思いました。今でさえ滞っている面会交流について、第2波、第3波のコロナ禍

において、いかに子どもたちの権利を守っていくのか、親子が断裂しない施策を実施し、環境を整えていかなければいけないのかという目的を県庁の皆様にはぜひ達成していただきたいです。昨年12月に奈良県スマイルセンターに面会交流や離婚調停の相談に行く場合と家庭裁判所に行く場合とでは情報に格差があることについて説明させていただきました。その情報格差をなくすために県として努力していただきとお願いさせていただいた中で、コロナ禍が起きてしまったのですけれども、その後、県としてどのように対応していただいたのか確認させていただきたいと思います。

○矢富こども家庭課長 ひとり親家庭の就業に向けた相談支援を行うスマイルセンターが、平成28年度より面会交流や養育費の問題について、専門機関の相談員による無料相談を月2回実施しているのですけれども、このスマイルセンターが把握している範囲内では令和2年3月から5月までコロナ禍の影響で面会交流が滞ったという相談はなかったということです。

そういう状況の中、コロナ禍の第2波も想定されますので、スマイルセンターに相談があった場合については、専門機関とも相談しまして、面会しない方法、例えばこれまで直接会う形で交流を続けてきた場合でも、子どもの感染症予防の観点から、一定の期間通信機器等を活用した方法や手紙などによる交流をご提案していきたいと考えています。

○小林（誠）委員 今後、家庭裁判所とも協議していただけるということなので、よろしくをお願いします。

腰が重いというか、動きが鈍い国でも、法務省が外務省に各国の面会交流や親権の関係について報告書にまとめるよう依頼しまして、そのデータも上がっている中で、日本の現状が変わっていると改めて認識させていただきました。ぜひとも、国があまり動かない中で、秋や冬に、コロナ禍の第2波、第3波があっても、子どもの面会交流、子どもの人権がしっかり守られるように、県として、国のマニュアルを待つのではなくて、奈良県独自の指標を策定されるべきと思っています。指標は、既にアメリカやイギリス、フランスなどでも出ていますし、ニュージーランドでも、家庭裁判所が主体となって、コロナ禍での子どもたちの面会交流についての指針を出しています。どうやって子どもの権利を守るかという指標がしっかりと各国では示されています。そういうことも勉強させていただきながら、国の施策、方策を待つのではなく、奈良県として独自に考えていただくように要望させていただきまして、終わらせていただきます。よろしくお願

ます。

○植村委員 私からは、ただいま報告いただきました「なら歯と口腔の健康づくり計画」に基づく施策の実施状況についてお聞きしたいと思います。歯科健診が健康上非常に有効であることが昨今分かってきている中で、私は歯科口腔保健の充実については、県民の健康増進のためには特定健診に歯科健診が追加されるべきではないのかと思っているわけですが、まず現状はどのようなになっているのか、また、国、国会ではどのような議論がされているのかお聞かせいただきたいと思います。

○辻本健康推進課長 委員からのご質問、答えが逆になりますけれども、まず国の状況を答えさせていただきたいと思います。

特定健診については、高齢者の医療の確保に関する法律に基づきまして、平成20年度から医療保険者に実施が義務づけられた健診でありますけれども、委員ご指摘のとおり、現状では特定健診の項目に歯科健診は入っていません。国会における特定健診の制度設計時には、政府としては健康増進法という別の法律に基づき市町村において実施すべきという回答があったところです。以降、国会では、主に衆議院の厚生労働委員会、参議院の決算委員会等で質疑応答があり、主に自由民主党の議員が、歯科健診の必要性について同様の質問を行っています。平成29年の参議院の決算委員会では、安倍首相が「歯の健康づくりを通じて健康で長生きできる社会の実現に努めてまいりたい」と答弁もしています。

直近、平成31年の質問に対しては、政府は平成30年度より実施している保険者インセンティブの指標に、歯科健診、保健指導を位置づけ、保険者に財政的なインセンティブを付与して、保険者による歯科健診、歯科保健指導の実施を促す一方、歯科健診の追加などの特定健診の項目、内容の見直しを検討するに当たっては、歯科健診と生活習慣病の関連、費用対効果の詳細な分析、費用を分担する保険者等関係者との協議・調整が必要と回答しているところです。

また、平成30年の改定で特定健診の質問項目に入ったわけですが、次は令和5年に改定が行われる予定です。県としましても、その見直しに向けて奈良県歯科医師会と連携してできることを取り組んでいきたいと考えています。

○植村委員 今報告いただいた中では、国会でも特定健診に歯科健診を導入しようということが議論されているということですが、私も参議院の山田宏議員とお話しさせていただいたことがあったのですけれども、歯科健診を特定健診に入れていくということは、

小学校、中学校、高校で歯科健診を受けて、お医者さんに行って、健康な歯をつくっていくのと同じです。昨今のいろいろな研究で、自分の歯のかみ合わせをできるだけよくしていくことが、健康上または認知症を防ぐためにも非常によいと言われています。私も要望しますけれども、ぜひ、県としましては、歯科健診が特定健診に入るように国に要望していただけるようにお願いします。

続きまして、少子化について1件お聞きしたいのですけれども、2月の定例議会でも、私も少子化問題に関してはロシアの施策などを紹介しながらさせていただいたわけですが、まず、確認の意味で最新の数字、2019年度（令和元年度）の奈良県における出生数はどれぐらいか教えていただきたいです。お願いします。

○西橋女性活躍推進課長 奈良県における令和元年度の出生数については、8,323人です。平成30年より7%の減少です。

○植村委員 8,323人ということですが、おとしは、昨年私も質問をさせていただいた中では、9,000人を割ったとお聞きしました。しかし、さらに割っていて、この1年間で出生数が600人近く減少した。少子化対策、また女性の活躍等に取り組んでいただいているのは理解しているところですが、しかしこれといった特効薬というのが厳しい状況であるわけで、その中で昨年、少子化対策につなげていこうということで、児童手当の傾斜配分について委員会でも質問させていただいたわけなのです。2月でしたか、児童手当の傾斜配分について政府でも議論が出始めていると聞いています。

その内容を少し紹介いたしますと、衛藤晟一少子化担当大臣は、子ども1人につき月1万円、そして2人目の子どもができましたら3万円、そして第3子の方には6万円ということで、3人子どもがいらっしゃったら中学校を卒業するまでは毎月10万円という案を提示し、内閣総理大臣に提案していました。もちろん、財源等もたくさん必要になってくるわけですが、こういったことに取り組んでいかなければ駄目だとなってきたと思います。

その中で、私たちは親手当という言い方をしたりする児童手当の傾斜配分を実施した場合、今申し上げました衛藤大臣のプランを実行するとしたらどのようになるのかお聞きしたいと思うのですけれども、もちろん費用は国でも今の児童手当にプラス2兆円はかかるだろうと漠然と言われているわけですが、もちろんこれは政治判断が必要になってくると思います。その中で、現在の児童手当の奈良県においてかかっている費

用、それと併せまして傾斜配分を行った場合に必要となる額などについて、お分かりでしたらお聞かせいただきたいと思います。

○栗田奈良っ子はぐくみ課長 児童手当は、子育て家庭に対する経済的支援策として、中学校卒業までの児童を養育する方に毎月支給されています。現在の手当額は、1人当たり月額で、3歳未満の子どもと3歳から小学校修了までの第3子以降については1万5,000円、それ以外の子どもに対しては1万円になっております。令和元年度の実績を見ますと、13万6,000人の児童を対象に年間183億円の手当が支給されました。そのうち、おおむね6分の1の28億円程度を奈良県が負担しているところです。

委員お述べの傾斜配分について、仮に令和元年度について試算した場合の年間支給額は、およそ417億円となります。県負担額は、現在と同じ負担割合で計算しますと約65億円と想定され、現状より37億円県の負担が増える見込みです。

○植村委員 国は2兆から3兆円要ると言っていることから考えると、奈良県においても、今、ご報告いただいた数字になるのかと理解しました。

これは政治判断になってくるのかと思うのですが、最初に報告いただきましたように、おとしには出生数が9,000人を切ってしまい、さらにこの1年間で600人強出生数が減ってしまった。この傾向をどうやって止めていったらよいのかと考えたときに、奈良県で頑張っている施策だけでは非常に厳しいのではないのかというのが現実です。

ですので、私どもも、もちろん、これも打開策のうちの一つだろうと思いますけれども、ロシアでもプーチン大統領が率先して少子化対策は国難であるということを理解してやっていかなければいけないということを言っていました。ですから、本県としましても、我が国にそういった要望等もさらにしていただきたいと要望しておきたいと思えます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○猪奥委員 よろしくお願ひします。

私は、通告をしていませんので、お答えいただける範囲で頂戴できればと思います。

まず、今回のコロナ禍の中で妊娠中の労働者の方への対応について、当初あまり考慮がされていなかったが、後からいろいろな連絡が厚生労働省から来るようになりました。県内の事業者においてどういう取扱いがなされたのか、また配慮いただいたのかについて、どのように把握しているのか教えてください。

○西橋女性活躍推進課長 妊婦のコロナ禍における子育て不安について厚生労働省からいろいろ情報が出されていたのですが、私どもは、子育てメールマガジン等の中で、気をつけていただきたいことや、労働者に対する配慮についての情報を提供させていただいたところです。

事業者でどのように具体的に対応されたかというところまでは把握していません。

○猪奥委員 これは、実際に働いている方からの声があって厚生労働省が動いたということですので、ぜひとも県でも、実態として、どういう取扱い方がされていたのか、不安の声がなかったかということについて、一方的な情報発信ではなくてきちんとしていただいていたかということも含めて、産業の担当部局とも連携しながら、女性活躍推進課から調査いただくことが、女性が働きやすい職場環境をつくることにつながると思いますので、今、コロナ禍第2波の準備中ですが、ぜひとも把握をお願いしておきます。

今ほど植村委員の質問を聞いて、少子化対策については、これほどまでに子どもが減り続けている現状で、県としていろいろ手を打っていかねばならない中で、先ほどの植村委員のおっしゃった対策も、お金の部分は非常に重要ですから、大きな投資は頂戴したいと私も思っています。

お金と同時に、情報リテラシーの部分も非常に重要で、学校教育では、どうやったら子どもができるかは教えてくれるけれども、どういう状況になったら子どもができなくなるかは教えてくれないし、働きながらどのようにキャリアプランも描いたらよいかを学ぶ場が日本においてはほとんどありません。

子どもだけではなくて、女性が活躍していこうとなれば、女性のホルモンバランスの流れの中で更年期が来たときに仕事を継続できるかという問題がありまして、結構古いアンケートで、現状とずれがあるかもしれないですが、12%の方が更年期を理由に管理職を辞めるという結果でした。女の人が社会の中で懸命に仕事をして、望むべき子どもの数を得られるには、女性の体が生涯を通じてどのように変化していくかというリテラシーを、社会全体のみならず、まずは女性自身が持つことが必要なのではないかとかねがね思っていました。

どこで勉強するかはとても難しいですが、一つは学校の保健体育の時間でしていただくのが一番よいと思うのですが、遠くのことを、そんな先々に言われても無理だと思うのです。それぞれのステージで必要な情報が得られること、その情報が婦人科につながることで、自身の行動の変容につながるようになることが大事で、少し前置

きが長くなりましたが、その都度の情報発信の一つが健康診断だと思うのです。

今、一般財団法人奈良県健康づくり財団の事業報告をして頂きましたけれども、いろいろ診断し終わった後、先生とお話をさせていただく場面がありますけれども、この不調というのは、あくまでもここに何かあります、ここに影がありますということだけではなくて、トータル的な生き方も含めて、その次につながるきっかけの一つが健診だと思うのですけれども、がんに限って言うと特出しして、この分野に限っては研究もPRも含めてしていただくということになっていきますけれども、なかなか担当としてできるところがないので、まずは問診の中で引き出せる聞き方をさせていただき、何か努力とか工夫をしていただく必要があるのかと思うのですけれども、範疇になっていないところにいきなり聞いてお困りだと思いますけれども、もし県の取組などがあれば教えてください。

○辻本健康推進課長 一般財団法人奈良県健康づくり財団の事業報告をさせていただいたという関係で答弁させていただきますけれども、一般財団法人奈良県健康づくり財団でも、婦人科の健診等もあると聞いています。具体的に、今、猪奥委員がおっしゃったことをしているかどうかは、申し訳ないですけれども、把握していません。今後の事業展開の中で、このようなご要望、ご意見があったということは、一般財団法人奈良県健康づくり財団に伝えさせていただきたいと思います。

○猪奥委員 女性の年齢が上がっていくに従って、成長するに従って変わっていくホルモンも含めた健康リテラシーに関して、向上させることがかなり重要かと思えますし、これまで奈良県の行政としてはなかなか取り組んでこなかった部分かと思えます。一般財団法人奈良県健康づくり財団でも他の部署でもよいですので、ぜひ検討いただければと思います。

最後に1点だけ質問させていただきたいのですけれども、2人目のお子さんが出たときに、今まで入っていた1人目のお子さんを預けていた保育園を退園しなければいけないという保育退園が、このコロナ禍の中でも結構問題になりました。育児休業中だから子どもを預けることができるのかというのが、かねてより市町村でかなりむらがあったのですけれども、コロナ禍の中でいろいろな方が情報発信していく中で、市町村によって、都道府県によってこのぐらい違うのかと、お子さんを預けている方自身が気づかれた。実は行政によって全然違うということがあらわになって、今、こんなに子どもの出生率が少ない中で、2人目のお子さんが生まれて、さらには仕事に復帰しようという

意思を持っていても、育児休業中は退園してくださいという状況になれば、1人目のお子さんは、保活のとき、保育園がまた次うまく見つかるかもしれないけれども、上のお子さんが入る保育園が同じ保育園に入れる保証もなければ、上のお子さんも一緒に入れる保証がまったくない。そのような中で先行きが見通せなくて、仕事に復帰できないという状況が生まれています。

これは、それぞれ市町村の事務とはいえ、県として何らかの対策を考えるべき事項と思っているのですけれども、今、奈良県の保育退園についての考え方があれば教えてください。

○栗田奈良っ子はぐくみ課長 今、委員から指摘がありました育休退園について、上の子どもが保育園に入所して、2人目が生まれて産前・産後休業、育児休業に入るときに、上の子どもを退園させるのかどうかについての問いですけれども、市町村が保育の実施主体で、国は、地域の実情において上の子どもを継続入所するかどうかを個別に判断するようにとの通達を出してしまっていて、もう少し具体的に申し上げますと、例えば次年度に小学校入学を控えるなど、子どもの発達上、環境の変化に留意する必要がある場合、あるいは保護者の健康状態や、その子どもの発達上環境の変化が好ましくないといったことが考えられる場合に、市町村において柔軟に上の子どもを退園させるかどうか判断するというものです。

私どもは、奈良県下の市町村がどのように対応しているかは、全てについて把握できてはいないのですけれども、例えば、奈良市は上の子が1歳まで在園を認めています。これは育児休業がおおむね1年ということに合わせたものだと思いますけれども、奈良市以外にも、大和高田市、生駒市、葛城市などがそのような取り組みをしていると今認識しているところです。県といたしましては、実施主体である市町村とも意見交換をしながら、現実に退園させる事例も起こっているという指摘もありますので、重要な課題として検討していくべきかと思っています。

○猪奥委員 国の指針も見ていますと、特別な理由があるのだっいたらいさせてもよいと聞こえるのです。基本的にいていただいても構いませんと言っていたかかないと、2人目を妊娠されたお母さんからしたら不安に思う要素がいっぱいあり過ぎて、将来設計も描くこともできないのに、今、目の前の子どものことも考えないといけなく、とても不親切だと、国の書き方、言い方、指針そのものも不親切だと、思っています。

県内市町村の状況をまだ把握されていないということですので、まずぜひ県内市町村

の状況を把握していただいて、預かりが継続できなかつたら、そこに何らかのお手伝いができる方策はないかという方向性でぜひとも検討いただきたいと思います。

○山村副委員長 では、質問いたします。

最初は、新型コロナウイルス感染症による影響で、シングルマザーなどのひとり親世帯が大変な困難に直面していることに関してです。

「ひとり親家庭応援ボックス」という食料品などの配布を行っているNGO団体が調査したところ、利用者の21.3%が収入がゼロになった、あるいは約6割の世帯で5割以上収入が減少したという結果が出て、大変驚かれています。ひとり親世帯はもともと非正規雇用の家庭が多くて厳しい状況にあるのですけれども、今の新型コロナウイルス感染症の影響によって仕事がどうしても減少し、自粛生活ということもあって、ずっと家にいるために、食費は96.8%の世帯で、水道光熱費は87.4%の世帯で増加し、やりくりができなくなって食費を切り詰めている、家賃が払えないという困難を訴えているということでした。

政府が1人10万円の現金給付を始めましたけれども、これがなかなか手元に届かず、大変対応が遅れていると思います。さらに、第2次補正予算で児童扶養手当の増額が盛り込まれているのですけれども、これが実際に支給されるのは8月になると聞いています。これではとても遅いと思います。こういう実情は、県として実態調査をして把握しているのかどうかをまず聞きたいと思います。

○矢富こども家庭課長 スマイルセンターや自立に必要な情報提供、相談指導等の支援を行う福祉事務所に配置する母子・父子自立支援員が受けた5月までの新型コロナウイルス感染症が影響すると思われる生活困窮に関する主な相談では、委員ご指摘のとおり、失業や減収に関する相談が増加している状況です。

具体的には、営業不振により退職を迫られた、学校が休みで仕事に思うように行けずに収入が減少した、営業自粛により収入が減少したといった内容です。

これらの相談に対しては、関係機関にしっかりつなげるとともに、不安や悩みを訴える方に対しては、しっかりとねぎらい、傾聴することで、適切に対応しているところで

す。

実態調査等については、実施していません。

○山村副委員長 そういう相談機関に行けない方や、細々ではあるけれども民間の団体から支援を受けている方も含めて、子育て世帯について、本当に困っているところ

のような支援ができるのか県としても調査などの対応が必要ではないかと思ひます。対策は1回限りの支給でよいということではなくて、必要に応じて対応していかないとひけないと思ひますので、そういうことも含めて今後きちんとした対応を求めておきたいと思ひます。

次に、新型コロナウイルス感染症によって自粛生活をしなくてはならない中で、DV被害が増加している、あるいは児童虐待の増加が心配されるということで、全国的にも相談支援体制を強化する動きが広がっていますが、県の実態、実情はどうなっているのか、お伺ひしたいと思ひます。

○矢富こども家庭課長 県こども家庭相談センターが受け付けました4月から5月の児童虐待の通告件数は299件で、前年同月比3%の減という状況です。

また、DVの相談窓口での相談件数は98件で、前年同月とほぼ同じという状況です。

児童虐待については、これまでの学校の臨時休業等に伴って、現場の先生たちによる児童の状況を把握することが大変難しくなっていること、またDVに関しては、仕事がなくなった配偶者が家庭にいるために相談しにくいことも要因の一つと考えています。

このような状況下で、まずは潜在化している被害者をしっかりと相談につなげる必要がありますので、相談窓口の広報啓発に取り組んできたところです。具体的には、児童虐待・DVに関する相談窓口を分かりやすく案内するための県ホームページの内容を充実し、県広報紙、新聞等による周知を実施しました。併せまして、市町村にも広報紙を活用した相談窓口の周知を依頼しています。

また、学校の休業とか外出自粛が継続する中で、子どもの見守り機会が減少して児童の虐待リスクが高まっていることを受けて、児童相談所、教育委員会、警察なども参加する市町村要保護児童対策地域協議会が中核になって、要支援児童ごとに電話・訪問等によって少なくとも1週間に1回程度定期的に確認するように各市町村に依頼し、学校休業中でも、児童相談所、市町村、市町村教育委員会等の関係機関が要支援の児童の状況を共有して支援に当たってきたところです。

今後、段階的に学校生活も取り戻して経済活動も本格的に再開される見通しですが、感染予防を考えますと一気にこれまでと同じ状態に戻ることは難しく、また第2波の新型コロナウイルス感染症の拡大も考えられますので、児童虐待・DVとも増加することが懸念されます。したがって、DVの相談については、来所によらない相談体制の環境整備等を今回の補正予算にも提案させていただいているところであり、児童虐待につい

ては、引き続き見守り体制を強化ししっかりと状況を把握して、防止に努めていきたいと考えています。

○山村副委員長 今、お答えいただきましたように、家庭にいるDV被害を受けている方が、加害者と一緒にいるということで、なかなか連絡がしにくく、実際に通報できなかったこともあろうかと思えます。学校が始まってから児童の一時保護などの相談が増えてきたとも聞いていますので、注意していただきたいと思っています。

全国的な状況について、国会での質疑を聞いていましたら、4月20日から1か月でDVの電話相談が2,400件を超え、SNSやメールでも1,800件の相談があるということで、政府も2次補正予算で相談体制強化の予算を2億2,300万円見込むということが言われています。先ほども言われましたけれども、これから先もこの被害が起こる可能性はありますので、体制を十分取っていただくことと、訴えていくところがない、訴えにくいという環境から被害者を守ることができる支援体制をきちんと考えていただきたいと思っています。

それから、もう1点ですけれども、総務省が発表した4月の労働力調査によりますと、非正規雇用労働者は前年同期比で97万人減少し、比較可能な2014年以降で最大の下げ幅になっていて、うち女性が71万人を占めているということです。女性の非正規労働者は2か月連続で減少していて、2月以降で100万人に上っているということです。これだけの非正規雇用で働いている方が職を失っている状況が生まれているという実態もあります。

そもそも低賃金、不安定雇用である非正規労働者の3人に2人が女性ということ自体が、女性の地位向上、あるいは経済的自立を阻む女性差別の実態であると思っておりますけれども、新型コロナウイルス感染症によって、こういう女性が一層困難な状況に追い込まれているという状況があるのではないかと思います。

さらに、自粛生活になったときに、学校や幼稚園、保育園が休校や休園になったり、介護サービス事業所が使えなくなったり、あるいはいろいろな社会的要因がかぶさって、働いている人も含めて女性の家事、育児や介護の負担がどんどん増えてくるという状況もあると思えます。

そういう中で、女性が人間らしく生きていくことができる環境を整えていくことは、新型コロナウイルス感染症対策の中では、より重みを増してくるのではないかと思います。ジェンダー平等という視点から見て、今のコロナ禍を乗り切っていく中で、女性の

地位を守っていく対策について関心を寄せていただいて、県としても取組を強めていかななくてはならない部分だと思うのですが、そのことについてはいかがお考えなのかお伺いしたいと思います。

○西橋女性活躍推進課長 委員お述べのとおり、県の女性相談窓口には、ふだんから女性の抱える問題や悩み、就労に対する相談を実施していますけれども、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、4月以降、外出自粛や学校休業、夫の休業等に伴うストレスに関する相談も寄せられています。

また、就労についても、パートのシフトがなくなり雇用が継続されるのか不安、勤務先の営業自粛・短縮により退職を促されているといった相談も受けています。

まず、コロナ禍の中で新たに発生した家庭内での不安や悩みについては、窓口の相談員が相手の気持ちに寄り添い解決策を一緒に考えていくように丁寧に対応しています。

また、雇い止めや退職勧告等の就労に関する具体的な相談であれば労働局の窓口を紹介し、失業の可能性がある場合には就職・転職に向けた訓練等の提案も行っています。

今後とも引き続き相談員のスキルアップにも努め、適切な相談先につなげることができるよう市町村や関係機関との連携を強化して、困難な状況に置かれた女性の支援に努めていきたいと思っています。

また、さらに今後の女性活躍を進める上で、アフターコロナの意識改革がクローズアップされてくることも想定しまして、オンラインを活用した企業や団体におけるテレワーク、在宅勤務などの環境整備を進める取組も行っていきたいと思っています。よろしくお願いたします。

○山村副委員長 今すぐ解決するのは難しい課題でもありますし、今おっしゃっていただいたように相談は多方面にわたっていますので、その窓口になっていただいて、よい方法を構築して行ってほしいと思っています。

新型コロナウイルス感染症対策の意思決定の場に、できるだけ多くの女性が参画できること、県の新型コロナウイルス感染症対策本部会議にも女性にたくさん入っていただいて、問題提起していただく、現状をきちんと伝えていただくことが必要ではないかと思いますが、その点はいかがですか。

○金剛こども・女性局長 今、委員お述べの新型コロナウイルス感染症対策本部会議には、私もこども・女性局長として参加しています。できるだけ県としての実態把握や、これから実態に基づいてどういう対策を講じていくか、どういうことを皆様に情報発信

していくかについては、常に県民の方の半数が女性であることを踏まえてしっかり考えていかないといけないと思いますので、しっかり取り組んでいきたいと考えています。

○山村副委員長 ぜひ女性の委員が増えていくようお願いします。頑張ってもらいたいと思います。以上で終わります。

○阪口委員長 ほかになければ、これで質問を終わります。

一言ご挨拶申し上げます。

当委員会は引き続き調査並びに審査を行ってまいります。特別委員会の設置等に関する申合せにより正副委員長の任期は1年となっていますので、この構成による委員会は、特別な事情が生じない限り、本日が最終になるかと思っております。昨年5月の委員会設置以来、皆様のご協力をいただき無事任務を果たすことができましたことを深く感謝申し上げます。

簡単ではございますが、正副委員長のお礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、理事者の方のご退室願います。ご苦労さまでした。

委員の方はお残り願います。

(理事者退席)

それでは、ただいまから、本日の委員会を受けまして委員間討議を行いたいと思っております。

委員間討議もインターネット中継を行っておりますので、マイクを使って発言願います。

6月定例会閉会日に行う当委員会の中間報告案と、参考にこれまでの委員会で各委員から頂いた意見等を整理した資料をお手元に配付しております。中間報告案について、各委員の皆様には事前にご一読をお願いしておりますが、ご意見等がありましたら願います。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

次に、委員会の中間報告についてですが、正副委員長に一任願いますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、これもちまして本日の委員会を終わります。

